

湯沢市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湯沢市広告掲載要綱（平成22年2月1日。以下「要綱」という。）及び湯沢市広告掲載基準（平成22年2月1日。以下「掲載基準」という。）に規定するもののほか、湯沢市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告を掲載することに関し、必要な事項を定める。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) データ容量 50KB以内であること
- (3) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEGまたはPNGであること。

2 広告の掲載は、原則としてホームページのトップページとし、市長が指定する位置とする。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、1箇月単位とし、最長12箇月とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途市長が定めるものとする。

(広告の募集等)

第5条 募集する広告の枠（以下「募集枠」という。）は、ホームページのトップページに表示するほか、必要に応じて広告の募集を「広報ゆざわ」に掲載できるものとする。

(広告掲載の申込等)

第6条 募集枠に空きがある場合、広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、湯沢市ホームページ広告掲載申込書（様式1）に広告データを添付し、広告を掲載しようとする1月前までに申し込むものとする。

2 同一の申込者が申し込むことができる広告は、1回の申し込みにつき1枠限りとする。

3 広告データは、申込者の責任及び負担で作成しなければならない。

(広告の審査等)

第7条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、掲載基準等により内容を審査し、広告掲載の可否を決定した結果を湯沢市ホームページ広告掲載決定通知書(様式2)・非掲載決定通知書(様式3)により通知するものとする。

2 市長は、広告掲載を決定した後において、広告内容、デザイン、リンク先等が掲載基準に定める基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、前項の広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。この場合、広告主は、速やかに改善しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する私企業または事業者等
- (2) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人等
- (3) 前2号に該当しないもの

2 前項の定めによるほか、さらに、優先順位を申し込みの早いものとする。

(広告掲載料金等)

第9条 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、1区画当たり、月額5千円(消費税込み)とする。

2 国、地方公共団体及びその外郭団体が非営利目的で広告を行う場合等又は市長が特別な理由があると認めたときは広告料を減免することができる。

3 広告主は、掲載料を市長の指定する期日までに承認期間分を一括で納入しなければならない。

4 既に納付した掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、市長が広告掲載を取り消したときは、掲載料の全部又は一部を返還することができる。

5 前項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第10条 広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて掲載を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日

数が3日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

(広告デザイン等の変更)

第11条 広告掲載期間中のデザインの変更は認めないものとする。ただし、特別の理由により変更が必要と市長が認めた場合はこの限りではない。

2 広告主は、広告のリンク先の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに市長に届け出なければならない。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、広告主が次の各号に該当する場合は、掲載の決定を取り消すことができる。この場合、湯沢市ホームページ広告掲載決定取消通知書(様式4)により当該広告主に通知するものとする。

(1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき

(2) 第7条第2項の規定に催告してもなお従わないとき

(3) その他ホームページの運営に支障をきたし、広告掲載することが適当でなくなったとき

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主が、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出るものとする。

(広告内容の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

様式 1 (第 6 条関係)

年 月 日

湯 沢 市 長 様

申込者 住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

湯沢市ホームページ広告掲載申込書

湯沢市広告掲載要綱第 5 条及び湯沢市ホームページ広告掲載取扱要領第 6 条の規定により、湯沢市広告掲載要綱その他湯沢市の広告関連規定を確認のうえ、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月 ~ 年 月	
バナー広告イメージ	別 紙 (原稿データ添付)	
バナー広告規格	データ形式 GIF ・ JPEG ・ PNG	
	データ量 KB	
連絡先	電 話	
	ファクス	
	E-mail	
	担当者名	
添付書類	①業務内容等が分かるもの ②市税の納入義務がある場合は、「湯沢市税完納証明書」を提出すること	

様式 2 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

(申込者)

氏名 (商標又は名称及び代表者氏名) 様

湯沢市長

印

湯沢市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載については、次のとおり掲載することに決定しました。

掲 載 広 告 媒 体	湯沢市ホームページ
掲 載 期 間	年 月 ~ 年 月
そ の 他	

様式3（第7条関係）

第 号
年 月 日

（申込者）

氏名（商標又は名称及び代表者氏名） 様

湯沢市長

印

湯沢市ホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載については、次の理由により掲載しないことに決定しました。

記

1 申し込み広告内容

掲載広告媒体	湯沢市ホームページ
希望掲載期間	年 月 ～ 年 月

2 非掲載理由

様式4（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

湯沢市長 印

湯沢市ホームページ広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した、湯沢市ホームページの広告掲載について、次のとおり掲載の決定を取り消したので通知します。

記

○取消理由